

鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

1 目的

就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のカリキュラムを受講する必要があるが、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 給付金の種類

給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

3 実施主体

本事業の実施主体は、福祉事務所未設置町を管轄する総合事務所とする。

4 対象者

訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件を満たす鳥取県内の町（福祉事務所設置町を除く。以下同じ。）に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）とする。なお、この事業において、「児童」とは、二十歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として知事が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

5 対象資格

- (1) 看護師（准看護師を含む）
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 理容師、美容師
- (7) 歯科衛生士
- (8) 社会福祉士

- (9) 製菓衛生師
- (10) 調理師
- (11) 上記以外の国家資格
- (12) その他知事が必要と定める資格

6 支給期間等

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記4の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月。）を超えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成27年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成28年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）を超えない期間としても差し支えない。）

イ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

ただし、平成25年度における父子家庭の父に係る訓練促進費の支給は、平成25年9月30日までの間において申請があった場合は、4の対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金の支給については、修了日を経過した日以後に支給する。

7 支給額等

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円）

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円

イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(2) 修了支援給付金

ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 2万5千円

イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

8 事前相談の実施

- (1) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。
- (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。

(3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。

なお、その際には、プライバシーに配慮すること。

(4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、鳥取県社会福祉協議会が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介すること。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介すること。

9 給付金の支給等

(1) 支給の申請

ア 給付金の支給を受けようとする対象者は、総合事務所長に対して、様式第1号「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。また、地方税関係情報の照会に同意する場合は、様式第3号を支給申請書に添付するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

(ア) 訓練促進給付金

- a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者に属する世帯全員の住民票の写し
- b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該対象者が児童扶養手当受給者の場合。以下同じ。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- c 7（1）ア（ア）に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7（1）ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類
- d 入校（入所）証明書等

支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(イ) 修了支援給付金

- a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）
- b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の状況を証明できるものに限る。）
- c 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）
- d 7（2）ア（ア）に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7（2）ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）
- e 当該カリキュラムの修了証明書の写し
修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

ウ 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(2) 支給の決定

総合事務所長は、支給申請があった場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して通知しなければならない。

(3) 支給決定の審査のための委員会の設置

支給決定の審査にあたっては、有識者や就業関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する判定委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮し判定すること。

10 修業期間中の受給者の状況の確認等

(1) 修業期間中の在籍状況の確認等

ア 総合事務所長は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めること。

イ 総合事務所長は、受給者に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができること。

(2) 受給資格喪失の届出

受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、鳥取県内の町に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない理由がある時を除き、14日以内に、様式第2号「高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」を総合事務所長に届出しなければならない。このため、事前相談や支給決定通知に際しては、その旨周知すること。

11 支給決定の取消

総合事務所長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消さなければならない。また、遅滞なく、その旨、当該受給者に通知しなければならない。

12 関係機関等との連携等

資格取得養成機関、就学関係機関、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。また、制度について広報等を活用して周知を図ること。

また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を平成28年度より開始し、鳥取県社会福祉協議会が実施主体となって実施しているところであるが、当該貸付事業については高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としているので、鳥取県社会福祉協議会と連携して、ひとり親家庭が就業を継続できるよう支援を行うこと。

附 則

この要綱は、平成15年10月23日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定による改正前の鳥取県高等技能訓練促進費事業実施要綱の様式による申請等の行為は、同条の改正後の鳥取県高等技能訓練促進費事業実施要綱による申請等の行為とみなす。

附 則

この改正は、平成20年5月7日から施行する。ただし、改正後の鳥取県高等技能訓練促進費事業実施要綱の規定は同年4月1日以後に養成機関において受講を開始した者から適用し、同年3月31日以前に養成機関における受講を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年2月10日から施行し、同月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月29日から施行し、同月5日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年6月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年10月23日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年1月6日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年9月22日から施行し、平成29年7月18日から適用する。

鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業事務取扱要領

この要領は、鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成15年10月23日付子家第699号同職通知。（以下「要綱」という。））に定めるもののほか、高等職業訓練促進給付金等事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

1 支給の決定

要綱9（2）の規定により支給の決定をしたときは、別紙1「高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」を、不承認の決定をしたときは、別紙2「高等職業訓練促進給付金等支給不承認決定通知書」を本人に送付する。

なお、要綱9（3）に規定する判定委員会は、県総合事務所関係者及び母子・父子自立支援員で構成すること。

2 支給に係る留意事項

- (1) 月々の支給にあたっては、月初めに電話等で養成機関に当月の出席状況を確認し、出席していることが確認できれば、当月分の支払いを行う。
- (2) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練給付制度における教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこと。
- (3) 事前相談の際には、相談者の生活設計等を踏まえ、高等職業訓練促進給付金等事業の利用の可否についての相談のみならず、他の給付制度や一定の要件を備えれば償還免除となる貸付制度等の活用についても説明したうえで、相談者の意思を確認すること。

なお、具体的な他制度（対象資格）の例としては、求職者支援制度（保育士及び介護福祉士）や、制度の趣旨は高等職業訓練促進給付金等事業と異なるものではあるが、保育士修学資金貸付事業（保育士）、介護福祉士等修学資金貸付制度（介護福祉士）、看護師等に係る修学資金の貸付（看護師及び准看護師等）などが想定される。

また、平成26年10月より、雇用保険の教育訓練給付制度は、従来の枠組みを引き継いだ一般教育訓練給付金と、拡充された専門実践教育訓練給付金の2本立てとされ、専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金が支給されることとなった。

事前相談においては、この旨を伝えるとともに、以下の点について伝えること。

ア 一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。

イ 教育訓練給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。

ウ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

なお、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容を「教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証」によって確認するなどの必要な審査を行うこと。

さらに、平成28年1月20日以降に、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者が養成機関に入学する場合、また、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者が養成機関を卒業する場合には、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の貸付けを受けることが可能となった。このため、事前相談においては、この旨を伝えるとともに、以下の点についても、伝えること。

ア 養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる専門実践教育訓練給付金を受給する者を受ける者は、当該貸付金（入学準備金）の貸付対象とはならないこと。

保育士修学資金貸付事業（保育士）、介護福祉士等修学資金貸付制度（介護福祉士等）を受ける者は、当該貸付金の貸付対象とはならないこと。

イ これら当該貸付金と同時に利用できない給付金等を受けた場合、当該貸付金の返還が求められること。

- (4) 過去に高等職業訓練促進給付金の給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、

過去の受給の有無について確認すること。

- (5) 総合事務所長は、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている対象者並びに支給期間の上限を超えて修業を継続している者の在籍、単位の修得、進級、修了、資格取得、就職等の状況の把握に努めること。
- (6) 夏期休暇等年間学習カリキュラムに組み込まれている事由以外により月の初日から末日まで1日も出席しなかった月がある場合は、当該月については、支給しないこと。ただし、高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときの取扱いについては、(7)によること。
- (7) 高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときの取扱いについては、次のとおりとすること。
- ア 高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日の属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、高等職業訓練促進給付金を支給しないこと。
- イ 休学した者が復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、高等職業訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により高等職業訓練促進給付金を支給しなかった期間は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項の規定に定める「修業する期間」に含めないものとする。
- (8) 高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が留年したときの取扱いについては、次のとおりとすること。
- ア 高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が留年したときは、その留年を開始した日の属する月の翌月（留年を開始した日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、進級の日の属する月の前月（進級の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、高等職業訓練促進給付金を支給しないこと。
- イ 留年した者が進級した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、高等職業訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、留年により高等職業訓練促進給付金を支給しなかった期間は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項の規定に定める「修業する期間」に含めないものとする。
- (9) 修業形態については、通学制を原則とするが、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合や、養成機関に通う者は職を辞して修行を開始する者も多いことから、離職するリスクを負うことができないひとり親についても、修学する機会を確保できるよう、働きながら資格取得を目指す場合にも通信制の利用を可能なものとする。
- (10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の4の規定により、平成26年10月からの高等職業訓練促進給付金については、非課税となることから、その取り扱いに留意すること。
- なお、高等職業訓練修了支援給付金については、課税されることに留意すること。

3 周知、広報に係る留意事項

養成機関は毎年4月に開講することが多いことから、事前に養成機関に必要な情報提供を行うこと。また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金については、一定の要件を満たせば返還が免除されるものであり、高等職業訓練促進給付金と併せて利用することで、ひとり親家庭の修業をより一層容易なものとし、ひとり親家庭の資格取得を促進するものであることから、積極的に周知を行うこと。

4 修業期間中の受給者の状況の確認

- (1) 要綱10(1)アの状況確認は、毎年7月中に、別紙4「高等職業訓練促進給付金受給者現況届」（以下「現況届」という。）に次の書類を提出させることとし、提出に際しては、次の書類を添付させなければならない。
- ア 当該受給者の属する世帯全員の住民票の写し
- イ 要綱9(1)イ(ア)b及びcに規定する書類
- ウ 修得単位証明書
- (2) (1)により、受給者から現況届の提出があったときは、総合事務所長は、要綱4(1)に規定する要件に該当するか審査を行い、該当しない場合には、別紙3「高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書」により当該受給者に通知すること。

また、要綱４（１）に規定する要件に引き続き該当する場合は、要綱７（１）アの規定により支給額を決定し、別紙５「高等職業訓練促進給付金支給額決定通知書」により当該受給者に通知すること。

５ 支給決定の取消

要綱１１の規定により支給決定の取消を行ったときは、別紙３「高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書」を本人に送付する。

６ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施に伴う鳥取県社会福祉協議会との協力について

（１）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、鳥取県社会福祉協議会と協力すること。

（２）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に５年間従事した場合には、貸付金の返還が免除されるものである。高等職業訓練促進給付金の支給を受けて資格を取得し、就職したひとり親が継続的に業務に従事できるよう、高等職業訓練促進給付金の支給が終了した後、母子父子自立支援員等は、必要に応じて、就業継続支援を行うこと。

高等職業訓練促進給付金の効果とは、給付金の支給を受けたひとり親が就業を継続し、自立した状態を維持できるかによるものであるため、積極的に就業継続支援を行うこと。

（３）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、貸付対象を高等職業訓練促進資金の支給を受ける者としている。このため、本給付金の支給決定通知が当該貸付金の貸付対象と認定するために必要なことから、支給決定通知を速やかに発行するよう努めること。

７ 施行日

この要領は、平成１５年１２月２５日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２１年６月２９日から施行し、同月５日から適用する。

附 則

この改正は、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成２５年６月２７日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成２６年４月１１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成２６年１０月２３日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成２８年４月８日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成２９年５月１５日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。